

②資産活用推進課資料

用瀬地域振興未来会議資料

令和7年6月30日

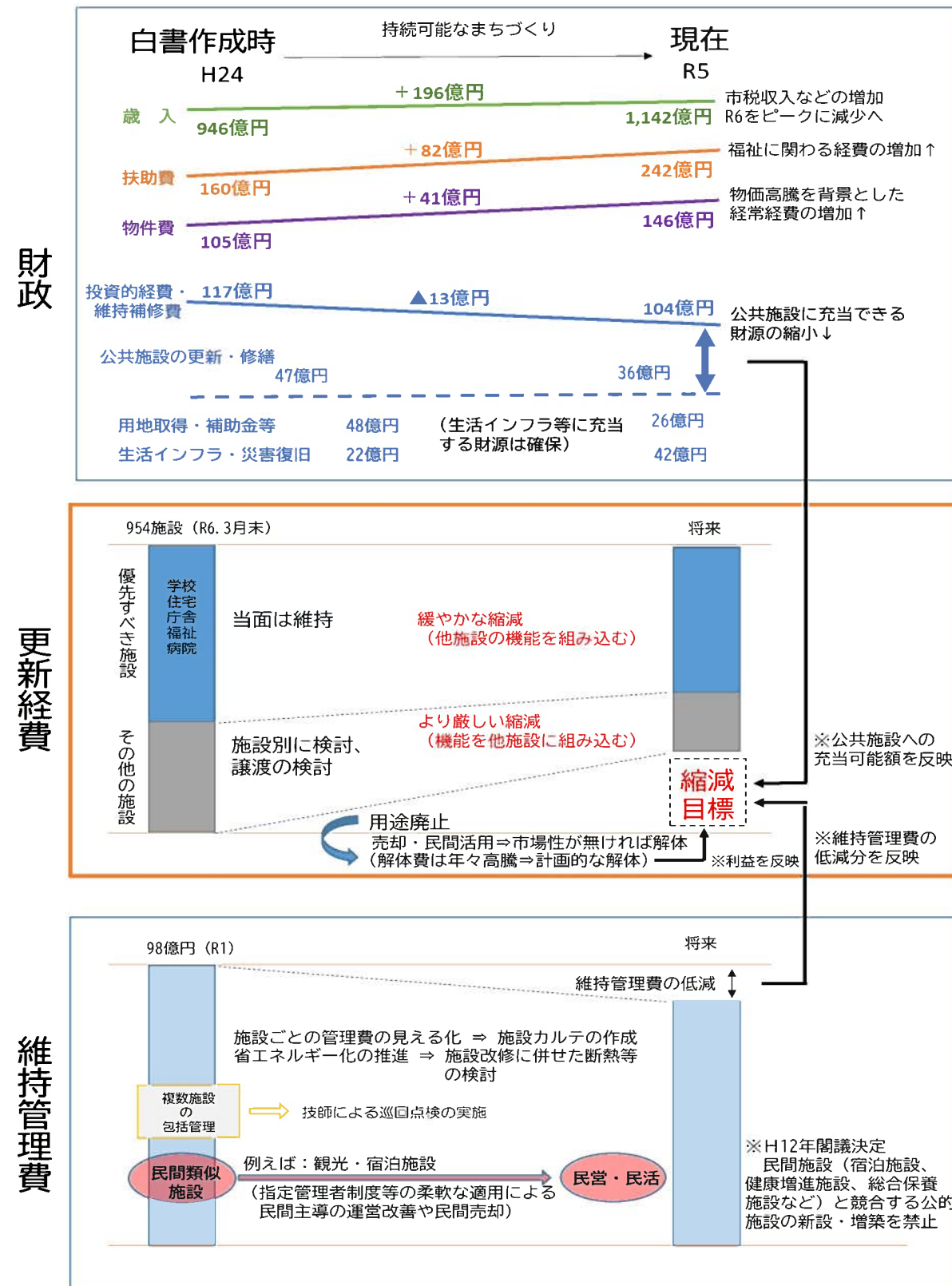
資産活用推進課

公共施設を考える住民ワークショップの開催について

1 公共施設の再配置推進について

公共施設の再配置推進を個別具体的に進めるため中学校区でエリアマネジメントを実施することとしており、その手法の一つとして【用瀬地域のくらしと公共施設を考えるワークショップ】を開催します。

2 財政と縮減目標（概念図）



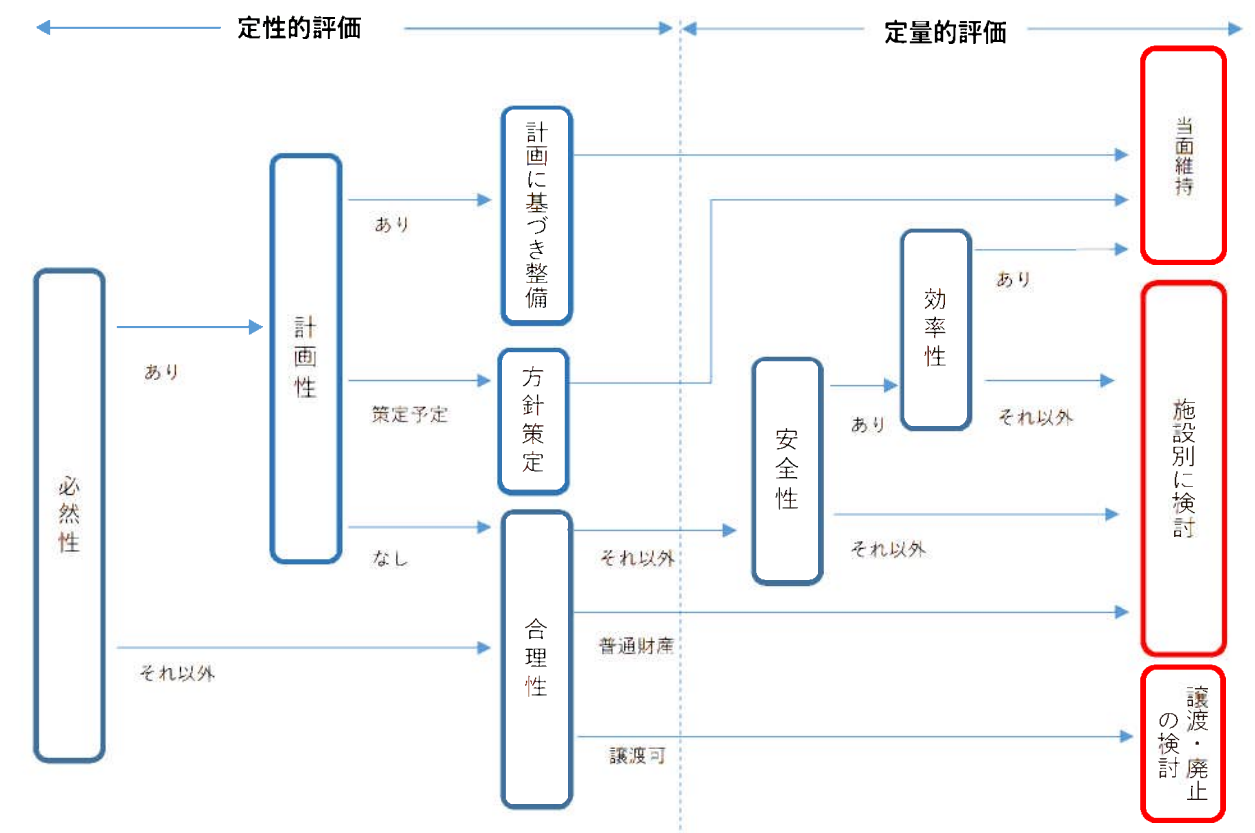
3 公共施設の仕分け

市有施設のうち検討対象とした812施設（トイレ・車庫といった付帯施設等除く）について、定性・定量的評価をもとに資産活用推進課で「施設の仕分け」を行いました。

仕分け結果

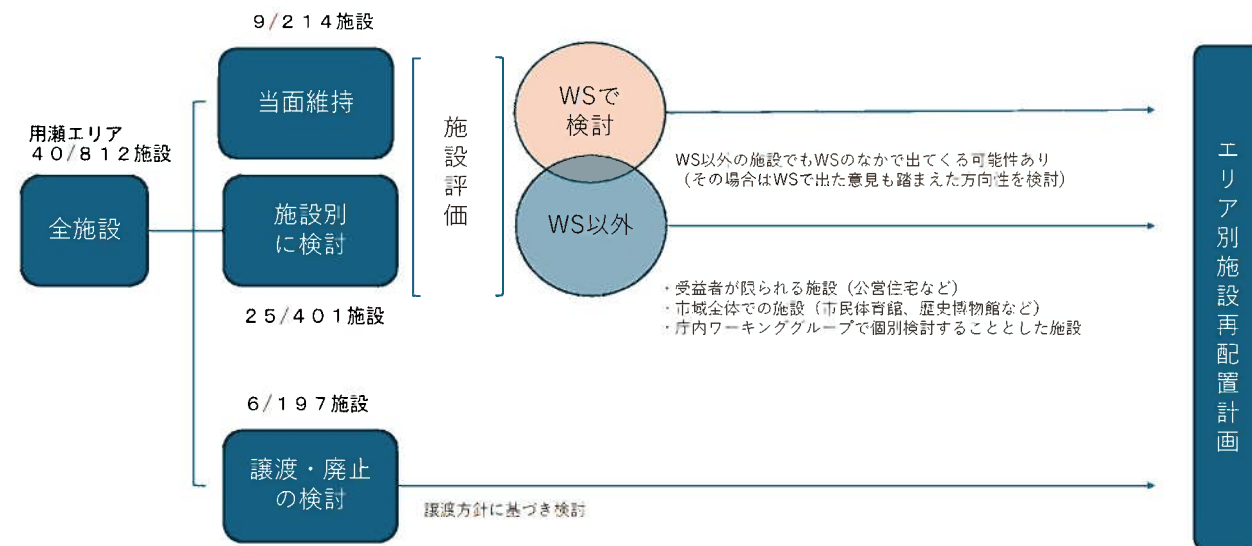
- ▶「当面は維持」としたもの・・・214施設
 - ▶「施設別に検討」としたもの・・・401施設
 - ▶「譲渡・廃止の検討」としたもの・・・197施設
- 812施設

仕分けフロー



- ①必然性 専ら行政が提供するサービスで非市場的なもので判定します。必然性ありとした主な施設は、教育・医療・福祉・住宅・防災関係など市民生活に密接した用途となります。
- ②計画性 施設の方向性が計画されている。または、今後、策定予定のものは【当面維持】。
- ③合理性 計画性がなく、本市以外で管理運営することが可能か？または、譲渡が期待できるものは【譲渡・廃止の検討】とします。
- ④安全性 合理性で本市が主体で管理運営すべきと判定したものは、施設の安全性（資産老朽化率70%以上または耐震性能の有無）により判定します。ここで、施設の老朽化が進んでいると判定したものは【施設別に検討】とします。
- ⑤効率性 安全性があるとした施設は効率性へと進み、公費負担額が相対的に大きなものは【施設別に検討】とします。

4 用瀬工リアの仕分け結果と再配置基本方針（案）



（１）住民ワークショップで検討

施設の存続・廃止だけではなく、くらしや活動の視点から、施設の役割・必要性を再発見し市が提示する再編案（たたき台）をもとに住民の視点から、将来、地域にとって必要な機能（サービス）について議論を深めていただきます。

- ・地域住民の利用が主となる施設
地区公民館、社会福祉施設、人権福祉施設、体育館、スポーツ施設、通所型施設、保健センター、児童館
- ・観光施設、宿泊施設、日帰り温泉施設、特産品加工販売施設など

(2) 個別検討施設

次の施設は、施設所管課による個別検討とし、原則、住民ワークショップの対象としません。

- ・既に地元等への譲渡方針が定まっている施設（集会所、農機具保管庫など）
- ・受益者が限られる施設（公営住宅など）
- ・市域全体での施設（市民体育館、歴史博物館など）
- ・既に検討が始まっている施設や個別検討するとした施設

（３）地域ごとの再配置基本方針（案）の作成

住民ワークショップで得られる住民の声を大切にするとともに、限られた資源の中で何が実現できるか、行政（財政等）の制約を地域と共有しながら基本方針（案）の作成を進めてまいります。

○施設の方角性

方向性	基本的な考え方（施設別検討による）
①譲渡、民営化、売却	老朽化が進行する前に譲り渡し、今後の維持管理費を軽減
②廃止、一部廃止、機能縮小	安全性の低いものは早期に実施
③複合化、集約化	1 施設 1 機能ではなく複数の機能を持たせる 複数の施設をまとめる
④改築、更新	財政状況を踏まえながら、必要に応じて実施
⑤利用促進、コスト縮減	恒常的な取り組み

5 施設譲渡について

建物を自治会等へ譲渡する際には、敷地部分（譲渡条件あり）も譲渡することとします。
それにより譲渡施設の利活用の自由度が増し、地域の活性化が図られることが期待できます。

※ 現在、譲渡が期待できる施設の固定資産税評価額を算定しており、準備が整いしだい地元自治会等との個別協議を始めることとしています。

(1) 主な見直し

【従前】

- ・建物のみ無償譲渡し、敷地は無償貸付。
(建物の利用が終了した際は、解体後、土地を市へ返還する。)
- ・建物の登記費用は譲渡先の負担。



【今後：R7 年度以降】

- ・建物と敷地（市有地）を併せて無償譲渡とします。
- ・登記は、嘱託登記で行うため、譲渡先の登記費用の負担はなし。（土地、建物ともに）ただし、所有権移転時に発生する登録免許税は、これまでとおり譲渡先の負担とします。

(2) 土地を譲渡する場合の条件

- ・譲渡先は、原則、認可地縁団体等の法人格を有する者とし個人への譲渡は行いません。
- ・敷地境界等が未確定な敷地（土地）の、測量等の費用は譲渡先の負担とします。
（譲渡先が負担できない場合は、敷地は無償貸付とします。）

(3) 建物の無償譲渡すみ施設の敷地の取り扱いについて

すでに建物を無償譲渡し、敷地を無償貸付としている施設については、5年以内（令和11年度まで）に敷地の無償譲渡を希望した場合は、無償譲渡とします。

ただし、譲渡先は認可地縁団体等（法人格を有する者）とします。

これまでの譲渡済施設数

施設分類	件数	床面積
ポンプ車格納庫	2件	108.06㎡
地区公民館	1件	450.89㎡
集会所等	81件	10,464.35㎡
保育園（幼稚園）	10件	7,181.78㎡
児童館	1件	70.40㎡
保健センター	1件	763.71㎡
農機具保管庫・共同作業施設	9件	1,552.45㎡
小学校	1件	1,469.99㎡
その他	2件	183.55㎡
計	108件	22,245.18㎡